

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸山政史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第1条 熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成2年条例第98号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「区域」の次に「(当該区域と隣接する区域のうち境界変更によって熊本市へ編入される区域を含む。以下同じ。)」を加える。

(熊本市特別顧問の設置に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市特別顧問の設置に関する条例(平成20年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第1条中「鹿本郡植木町の区域」の次に「(境界変更によって他の市町村へ編入される区域を除く。)」を加える。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(平成22年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「旧鹿本郡植木町の区域」の次に「(当該区域と隣接する区域のうち境界変更によって熊本市へ編入される区域を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提出理由)

市の境界変更に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。